

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「豊かな自然『涸沼』の再生と魅力あるまちづくり」

2 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県東茨城郡茨城町

3 地域再生計画の区域

茨城県東茨城郡茨城町の全域

4 地域再生計画の目標

茨城町は、茨城県のほぼ中央に位置し、県都水戸市の南側に隣接し、人口35,427人（平成18年3月31日現在）、面積12,164平方キロメートルで、町の中央部を一級河川涸沼川、涸沼前川及び寛政川が流れ、東側にある「涸沼」に注いでいる。涸沼は、海水と淡水が混じり合う汽水湖で、ハゼ、ボラ、ワカサギ、ウナギなど魚の種類も豊富で、関東有数の釣り場として高い人気を誇る。また、涸沼と言えばシジミと言われるほど、全国でも有名なシジミの産地で、汽水湖ならではのおいしい「ヤマトシジミ」が一年中味わえる。さらに、水戸八景のひとつとして「広浦の秋月」も、各地から観光客を集めている。

しかし、近年、生活水準の向上や生活様式の多様化に伴い、生活環境や習慣が目まぐるしく変化する中、生活排水が増大し、河川、涸沼等の水質汚濁など周辺環境の悪化を招き、魚類やシジミが年々少なくなり、釣り客や観光客が減ってきている。特にシジミの漁獲高は、平成7年には約3,200tであったが、平成17年には1,200tまで激減している。

生活排水を処理するため、公共下水道事業は、市街化区域を中心に平成6年度から着手し、整備を促進し、平成16年4月に一部供用開始した。更に、そのほかを農業集落排水事業で、平成3年度から計画的に事業を推進している。昭和62年度からは合併浄化槽の個人設置型事業を展開し、平成17年度末の汚水処理人口普及率は、41%にまで達したものの依然低迷している状況である。

このため、汚水処理施設をさらに促進し、河川の水質保全に努め、涸沼浄化を図り、水と緑と地域の賑いを取り戻し、豊かな自然、快適な生活づくりを目指す。

(目標1) 当町の汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率の41%を60%に向上)

(目標2) 涸沼の水質改善(調査地点4箇所平均のCOD6.7mg/lを5.5mg/lに改善)

(目標3) 観光客の増加(472,000人<平成17年度>を600,000人に増加)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

目標達成のため、公共下水道事業は、現在認可区域206haのうち、未整備の矢頭地区9haについて、管路の整備を行うとともに、鳥羽田地区、城之内地区について、農業集落排水事業により、管路及び汚水処理場の整備を行う。

また、「クリーンアップひぬまネットワーク」において、広報啓発事業として、環境フォーラムや涸沼水質浄化キャンペーンなどを行い、実践活動事業として、「ひぬま流域クリーン作戦」と称し、一斉清掃活動や食用廃油の使い切り推進等を行い、住民への水質浄化の意識高揚を図り、水質浄化活動の輪を広げる。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・・・・平成16年6月に事業認可
- ・農業集落排水・・・・・・平成19年1月に、事業採択の通知を国より受けている。

[事業主体]

- ・いずれも茨城町

[施設の種類]

- ・公共下水道、農業集落排水施設

[事業区域]

- ・公共下水道 茨城町矢頭地区
- ・農業集落排水施設 茨城町鳥羽田地区、城之内地区

[事業期間]

- 公共下水道 平成20年度～平成21年度
- 農業集落排水施設 平成19年度～平成23年度

[整備量]

- ・公共下水道 $\phi 200$ 1,429m
- ・農業集落排水施設 $\phi 150 \sim 250$ 21,755m
処理場 1カ所

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 矢頭地区で416人、農業集落排水施設 鳥羽田、城之内地区で、1,703人

[事業費]

公共下水道 事業費95,000千円
(うち、交付金47,500千円)

農業集落排水施設 事業費2,626,000千円
(うち、交付金1,313,000千円)

合計 事業費 2,721,000千円
(うち、交付金 1,360,500千円)

5-3 その他の事業

「豊かな自然『潤沼』の再生と魅力あるまちづくり」を達成するため、下記の事業を行うものとする。

●「クリーンアップひぬまネットワーク」

(1) 広報啓発事業

①ひぬま環境フォーラム

水質浄化の相互理解と連携を図り、水質浄化活動の輪を広げる。

②潤沼水質浄化キャンペーン

啓発パネルや啓発普及物品等を活用し、水質浄化の意識高揚を図り、水質浄化実践活動を促進する。

(2) 実践活動事業

ひぬま流域クリーン作戦

一斉清掃活動や食用廃油の使い切り推進を行い、水質浄化の意識効用を図る。

6 計画期間

平成19年度～23年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし、町が状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るため、町の関係各課により施設の整備状況について評価、検討を行う。

なお、整備された汚水処理施設については、民間業者に委託し、定期的な水質検査及び維持管理等を徹底して行い、必要に応じて適切な処置をとる。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し